



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目 1 番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

|      |                                 |                |   |
|------|---------------------------------|----------------|---|
| *444 | 消費者安全法第45条第2項に規定する証明書の様式        | (県民生活課).....   | 1 |
| 445  | 生活保護法による指定医療機関の廃止               | (福祉保健総務課)..... | 3 |
| 446  | 生活保護法による医療機関の指定                 | ( " ).....     | 3 |
| 447  | 指定自立支援医療機関の指定の辞退                | (障害福祉課).....   | 3 |
| 448  | 指定障害福祉サービス事業者の指定                | ( " ).....     | 3 |
| 449  | "                               | ( " ).....     | 4 |
| 450  | "                               | ( " ).....     | 4 |
| 451  | "                               | ( " ).....     | 4 |
| 452  | 和歌山県保健医療計画(平成20年和歌山県告示第312号)の変更 | (医務課).....     | 4 |
| 453  | 天野土地改良区の役員の就退任                  | (農業農村整備課)..... | 5 |
| 454  | 小田井土地改良区の定款変更の認可                | ( " ).....     | 6 |
| 455  | 保安林の指定の解除予定                     | (森林整備課).....   | 6 |
| 456  | 保安林予定森林                         | ( " ).....     | 6 |
| 457  | 道路の区域変更                         | (道路保全課).....   | 6 |
| 458  | 道路の供用開始                         | ( " ).....     | 7 |
| 459  | 道路の区域変更                         | ( " ).....     | 7 |
| 460  | 道路の供用開始                         | ( " ).....     | 7 |
| 461  | 道路の区域変更                         | ( " ).....     | 8 |
| 462  | 道路の供用開始                         | ( " ).....     | 8 |

○ 選挙管理委員会告示

|     |  |       |   |
|-----|--|-------|---|
| *43 | 平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正 | ..... | 8 |
|-----|--|-------|---|

○ 正誤

|  |                           |       |   |
|--|---------------------------|-------|---|
|  | 平成25年4月9日付け和歌山県報第2445号目次中 | ..... | 9 |
|--|---------------------------|-------|---|

## 告 示

和歌山県告示第444号

消費者安全法(平成21年法律第50号)第45条第2項に規定する身分を示す証明書の様式を次のように定める。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸



## 和歌山県告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定<br>番 号   | 名 称    | 所 在 地        | 廃 止<br>年 月 日    |
|--------------|--------|--------------|-----------------|
| 海南病<br>13-17 | 海南市民病院 | 海南市日方1272番地3 | 平成<br>25. 2. 28 |

## 和歌山県告示第446号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 指 定<br>番 号  | 名 称      | 所 在 地        | 指 定<br>年 月 日   |
|-------------|----------|--------------|----------------|
| 海南病<br>40-1 | 海南医療センター | 海南市日方1522番地1 | 平成<br>25. 3. 1 |

## 和歌山県告示第447号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 医療機関の名称 | 医療機関の所在地        | 主として担当する医師<br>（薬剤師）の氏名又は訪問<br>看護ステーション等の名称 | 辞 退<br>年 月 日    |
|---------|-----------------|--|-----------------|
| 角田医院    | 和歌山市田尻125-3     | 角田博美                                       | 平成<br>25. 3. 25 |
| 玉井医院    | 橋本市高野口町名倉641番地  | 玉井敏弘                                       | 平成<br>25. 3. 26 |
| 玉置医院    | 田辺市芳養松原一丁目13番8号 | 玉置信彦                                       | 平成<br>25. 3. 24 |
| 前尾クリニック | 紀の川市桃山町市場341-1  | 前尾吉信                                       | 平成<br>25. 3. 26 |

## 和歌山県告示第448号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地       | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称           | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日    |
|------------|--------|---------------|-------------|--------------|------------------|----------------|----------|
| 3011000183 | むくのき   | 橋本市高野口町名古曾724 | 生活介護        | 知的障害者        | 社会福祉法人<br>椋の樹福祉会 | 橋本市高野口町名古曾724  | 平成25.4.1 |

## 和歌山県告示第449号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号      | 事業所の名称 | 事業所の所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称            | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日    |
|------------|--------|-----------------------------|-------------|--------------|-------------------|----------------|----------|
| 3011800285 | シャイン   | 岩出市宮71-1<br>パストラルビル<br>3階B号 | 自立訓練（生活訓練）  | 知的障害者        | 社会福祉法人<br>きのかわ福祉会 | 岩出市根来1557      | 平成25.4.1 |

## 和歌山県告示第450号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号      | 事業所の名称  | 事業所の所在地         | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称           | 事業者の主たる事務所の所在地   | 指定年月日    |
|------------|---------|-----------------|-------------|--------------|------------------|------------------|----------|
| 3012410241 | いきいき作業所 | 西牟婁郡白浜町安宅425-16 | 生活介護        | 特になし         | 社会福祉法人<br>ふたば福祉会 | 田辺市文理1-15<br>-13 | 平成25.4.1 |

## 和歌山県告示第451号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

| 事業所番号      | 事業所の名称  | 事業所の所在地     | 障害福祉サービスの種類 | 主たる対象とする障害種別 | 事業者の名称         | 事業者の主たる事務所の所在地 | 指定年月日    |
|------------|---------|-------------|-------------|--------------|----------------|----------------|----------|
| 3012300244 | 第二なぎの木園 | 新宮市新宮3415-1 | 就労継続支援B型    | 特になし         | 社会福祉法人<br>熊野緑会 | 新宮市木ノ川70<br>3  | 平成25.4.1 |

## 和歌山県告示第452号

和歌山県保健医療計画（平成20年和歌山県告示第312号）を次のとおり変更したので、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第13項の規定に基づき告示する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

（「次のとおり」は、省略し、変更後の計画書を和歌山県福祉保健部健康局医務課及び各保健所に備え

置いて一般の縦覧に供する。)

**和歌山県告示第453号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、天野土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 退任した役員(平成25年3月31日退任)

| 職名 | 氏名    | 住所                   |
|----|-------|----------------------|
| 理事 | 丸山隆市  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野1128番地  |
| 理事 | 北康吉   | 伊都郡かつらぎ町大字神田143番地    |
| 理事 | 南垣内惣兵 | 伊都郡かつらぎ町大字下天野776番地   |
| 理事 | 谷口千明  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野1072番地  |
| 理事 | 小川宏吾  | 伊都郡かつらぎ町大字上天野132番地   |
| 理事 | 矢部勝己  | 伊都郡かつらぎ町大字上天野614番地   |
| 理事 | 表谷信明  | 伊都郡かつらぎ町大字上天野472番地   |
| 理事 | 田和正文  | 伊都郡かつらぎ町大字上天野303番地の1 |
| 理事 | 津田拓範  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野176番地   |
| 理事 | 古谷敏晴  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野489番地   |
| 理事 | 谷口正吾  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野627番地   |
| 理事 | 赤阪岩男  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野258番地   |
| 理事 | 牧田哲次  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野103番地   |
| 理事 | 辻本正喜  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野250番地   |
| 監事 | 民谷利夫  | 伊都郡かつらぎ町大字上天野447番地   |
| 監事 | 田和弘満  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野512番地   |
| 監事 | 佐藤恵   | 伊都郡かつらぎ町大字下天野998番地の7 |

## 2 就任した役員(平成25年4月1日就任)

| 職名 | 氏名    | 住所                   |
|----|-------|----------------------|
| 理事 | 堂坂敏   | 伊都郡かつらぎ町大字下天野869番地   |
| 理事 | 北康吉   | 伊都郡かつらぎ町大字神田143番地    |
| 理事 | 南垣内惣兵 | 伊都郡かつらぎ町大字下天野776番地   |
| 理事 | 谷口千明  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野1072番地  |
| 理事 | 小川宏吾  | 伊都郡かつらぎ町大字上天野132番地   |
| 理事 | 矢部勝己  | 伊都郡かつらぎ町大字上天野614番地   |
| 理事 | 表谷信明  | 伊都郡かつらぎ町大字上天野472番地   |
| 理事 | 田和正文  | 伊都郡かつらぎ町大字上天野303番地の1 |
| 理事 | 津田拓範  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野176番地   |
| 理事 | 古谷敏晴  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野489番地   |
| 理事 | 平垣内晴朗 | 伊都郡かつらぎ町大字下天野655番地   |
| 理事 | 赤阪岩男  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野258番地   |
| 理事 | 牧田哲次  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野103番地   |
| 理事 | 辻本正喜  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野250番地   |
| 監事 | 山本弘幸  | 伊都郡かつらぎ町大字上天野446番地   |
| 監事 | 田和弘満  | 伊都郡かつらぎ町大字下天野512番地   |

**和歌山県告示第454号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、小田井土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により、この旨を公告する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

**和歌山県告示第455号**

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町江住字古々谷1037の61(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第456号**

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町西赤木字ズミ402(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第457号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 371号

| 区 間                                   | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延長<br>メートル | 備 考 |
|---------------------------------------|------|---------------|------------|-----|
| 橋本市北宿字松尾119番1地先から同市北宿字七霞立會120番146地先まで | 旧    | 3.76<br>}     | 80.80      |     |
| 同上                                    | 新    | 9.80<br>}     | 80.80      |     |

**和歌山県告示第458号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 371号

供用開始の区間 橋本市北宿字松尾119番1地先から同市北宿字七霞立會120番146地先まで

供用開始の期日 平成25年4月16日

**和歌山県告示第459号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野口野上線

| 区 間  | 新旧の別 | 敷地の幅員<br>メートル | 延長<br>メートル | 備 考 |
|--|------|---------------|------------|-----|
| 伊都郡かつらぎ町大字星山字東川183番1地先から同町大字星山字東川139番1地先まで | 旧    | 7.18<br>}     | 148.00     |     |
| 同上   | 新    | 10.60<br>}    | 140.00     |     |

**和歌山県告示第460号**

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高野口野上線

供用開始の区間 伊都郡かつらぎ町大字星山字東川183番1地先から同町大字星山字東川139番1地先まで

供用開始の期日 平成25年4月16日

### 和歌山県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 かつらぎ桃山線

| 区 間                                     | 新旧の別 | 敷 地 の<br>幅 員<br>メートル | 延 長<br>メートル | 備 考 |
|---|------|----------------------|-------------|-----|
| 紀の川市桃山町黒川字西谷431番1地先から同市桃山町黒川字西谷447番地先まで | 旧    | 4.13<br>）<br>9.45    | 88.40       |     |
| 同上                                      | 新    | 8.40<br>）<br>22.40   | 88.40       |     |

### 和歌山県告示第462号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成25年4月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 かつらぎ桃山線

供用開始の区間 紀の川市桃山町黒川字西谷431番1地先から同市桃山町黒川字西谷447番地先まで

供用開始の期日 平成25年4月16日

## 選挙管理委員会告示

### 和歌山県選挙管理委員会告示第43号

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号（不在者投票管理者となる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成25年4月16日



第1項の表中 「医療法人三車会 貴志川紀和病院」 紀の川市貴志川町丸栖1423番地3 を 「医療法 貴志病院」

人三車会 川リハビリテーション 紀の川市貴志川町丸栖1423番地3 に改める。

正 誤

正 誤

平成25年4月9日付け和歌山県報第2445号目次中

| ページ | 誤  | 正  |
|-----|--|--|
| 1   | 自転車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則 | 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則 |